

三重県建設工事等談合対応マニュアル

(平成27年4月1日施行)

第1 趣旨

このマニュアルは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）」第2の3（1）に則り、三重県が発注する建設工事等について入札談合に関する情報があつた場合、又は職員が入札談合があると疑うに足りる事実を得た場合の対応について定めるものである。

第2 用語の定義

- 1 「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに維持業務委託及び測量・設計・調査等業務委託をいう。
- 2 「入札談合」とは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する行為をいう。
- 3 「談合情報」とは、入札に付そうとする建設工事等又は入札に付した建設工事等にかかる入札談合に関する情報をいう。
- 4 「談合疑義事実」とは、職員が入札談合があると疑うに足りる事実をいう。
- 5 「発注機関」とは、談合情報又は談合疑義事実の対象となる建設工事等を所掌する本庁の課又は地域機関をいう。
- 6 「提供者」とは、当該談合情報を掌握している者で、自ら通報者にもなり得る者をいう。
- 7 「通報者」とは、自らは当該談合情報を掌握せず、提供者からの情報を基に発注機関へ通報をした者をいう。
- 8 「公正入札調査委員会」とは、三重県公正入札調査委員会又は建設工事等を所掌する各一部局等の公正入札調査委員会をいう。
- 9 「事務局」とは、8の事務局をいう。
- 10 「委員長」とは、8の委員長をいう。
- 11 「競争入札審査会」とは、各一部局等に設置された競争入札審査会をいう。

第3 談合情報案件

1 談合情報の確認・報告

(1) 談合情報の確認

談合情報を受けた者は、次に掲げる事項を確認すること。

なお、総合評価方式による入札の場合は、コ（ウ）の情報の確認に努めること。

また、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう報道機関に要請すること。

ア 通報者の氏名

イ 通報者の連絡先

ウ 対象案件名

エ 対象案件の履行場所

オ 落札予定業者名（特定JVの場合は代表者名を含む。）

- カ 当該入札に参加する業者名
- キ 具体的な落札予定価格又は落札率
- ク 他にこの情報を知っている者はいるか
- ケ 情報の入手先（提供者の氏名及び連絡先、情報入手の手段（電話、会話等） 通報者との関係）
- コ 入札談合をしていると思われるような根拠として
 - （ア）入札談合に関与した業者名又は氏名、取りまとめを行った者の業者名又は氏名
 - （イ）入札談合が行われた日時、場所、方法
 - （ウ）総合評価方式の場合、技術提案の内容にかかる談合方法の具体的な情報
 - （エ）客観的物的証拠（メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表等）
- サ その他入札談合に参加した当事者以外には知り得ない情報や公表していない事項

（２）談合情報の報告

- ア （１）による談合情報の通報を受けた者は、速やかに確認事項を談合情報報告書（様式第１号）にまとめ、事務局へ報告すること。
- イ 事務局は、アによる報告を委員長へ報告すること。

2 談合情報の取扱い

（１）通報が開札前にあった場合

- ア 発注機関は、開札までの手続を進め、その結果について事務局へ報告すること。
- イ 事務局は、アによる結果を委員長へ報告すること。
- ウ 委員長は、イによる報告を受けたときは、談合情報と開札結果を照合し、自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、４による調査の要否を決定すること。
- エ 委員長は、ウの決定内容について、様式第２ - １号により、発注機関の長へ通知すること。

（２）通報が開札後にあった場合

- ア 委員長は、談合情報が入札談合の事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるか否かを自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、４による調査の要否を決定すること。
- イ 委員長は、アの決定内容について、様式第２ - １号により、発注機関の長へ通知すること。

3 調査を実施する場合の入札事務

（１）落札者決定前

- ア 発注機関は、落札者決定を保留すること。
- イ 開札結果（業者名称、入札金額、参加者数）は、公正入札調査委員会を開催して結論が出るまでは公表しないこと。
- ウ 会場に紙入札による参加者がいるときや電子入札システムの参加者の立会がいるときは、入札担当者は、「開札前に談合情報があり、開札の結果、提供された情報どおりとなったため、落札者決定を保留する。以後は、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を宣言すること。
また、電子入札システムを使用しているときは、入札担当者は、保留通知書と併せ、

前述の宣言したものと同一内容の旨を通知すること。

(2) 落札者決定後かつ契約締結前

ア 発注機関は、契約締結を保留すること。

イ 入札担当者は、入札参加者全員に対して「談合情報があり、その内容が入札談合の事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるため、契約締結を保留する。以後は、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を通知すること。

(3) 契約締結後

入札担当者は、入札参加者全員に対して「談合情報があり、その内容が入札談合の事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるため、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を通知すること。

4 調査の実施

(1) 発注機関は、(2)による事情聴取の前に、次に掲げる事項を実施すること。

ア 工事費内訳書の審査

発注機関は、提出されているすべての工事費内訳書に入札談合の疑いがないかを審査すること。

なお、工事費内訳書の提出を要しない入札においては、入札参加者に対し提出を求めること。

また、必要に応じ詳細な積算の根拠資料についても提出を求めること。

イ 技術提案書の審査

総合評価方式の場合にあっては、発注機関は、提出されているすべての技術提案に係る書類が酷似しているなどの入札談合の疑いがないかを審査すること。

また、必要に応じ技術提案の根拠資料についても提出を求めること。

(2) 事情聴取の実施については、次により実施すること。

ア 事情聴取は、速やかに入札参加者全員に対して行うこと。

イ 事情聴取は、発注機関の複数の職員により行うこと。

ウ 事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登載された者若しくはその者に代わり責任ある回答ができる者の出席を求め行うこと。

ただし、代わりの者が出席するときは、委任状(別紙4)を提出させること。

エ 事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施すること。

オ 事情聴取に当たっては、別紙1を参考に必要事項について聴き取りを行うこと。

カ 聴取結果については、事情聴取書(様式第3号)を作成すること。

また、必要に応じ事情聴取一覧表(様式第3号の2)を作成すること。

(3) 発注機関の長は、(1)及び(2)の調査結果について、事務局を通して速やかに委員長へ報告すること。

5 審議

委員長は、公正入札調査委員会を開催し、4(3)による調査結果について、談合情報の信憑性等の審議を行うこと。

6 審議結果の通知

委員長は、審議結果について、様式第4号により、当該発注機関の長へ通知すること。

また、県土整備部以外の部局等に設置した公正入札調査委員会で処理方針を決定したときは、建設業課に対しても報告すること。

7 審議結果を踏まえた入札手続等の取扱い

(1) 入札談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

ア 落札者決定前の場合

発注機関は、入札を取り止めることとし、その旨を理由を付して入札参加者全員へ通知すること。

また、入札談合に関わった業者に対して資格(指名)停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

イ 落札者決定後かつ契約締結前の場合

発注機関は、落札者の決定を取り消すこととし、その旨を理由を付して入札参加者全員へ通知すること。

また、入札談合に関わった業者に対して資格(指名)停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

ウ 契約締結後の場合(仮契約締結後を含む。)

発注機関は、着工された工事の進捗状況等を考慮し、契約の解除を含めた対応をとること。

また、入札談合に関わった業者に対して資格(指名)停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

(2) 入札談合の疑いが払拭できない場合の対応

ア 落札者決定前の場合

発注機関は、入札を取り止めることとし、その旨を理由を付して入札参加者全員へ通知すること。

イ 落札者決定後かつ契約締結前の場合

発注機関は、落札者の決定を取り消すこととし、その旨を理由を付して入札参加者全員へ通知すること。

ウ 契約締結後の場合(仮契約締結後を含む。)

発注機関は、入札参加者全員から誓約書(別紙2)を提出させるとともに、本件入札に係る注意事項(別紙3)を交付すること。

(3) 入札談合の事実が確認できない場合の対応

ア 落札者決定前の場合

発注機関は、入札参加者全員から誓約書(別紙2)を提出させるとともに、本件入札に係る注意事項(別紙3)を交付したうえで、落札者決定を行うこと。

イ 落札者決定後かつ契約締結前の場合

発注機関は、入札参加者全員から誓約書(別紙2)を提出させるとともに、本件入

札に係る注意事項（別紙３）を交付したうえで、落札者と契約締結（仮契約締結を含む。）を行うこと。

ウ 契約締結後の場合（仮契約締結後を含む。）

発注機関は、入札参加者全員から誓約書（別紙２）を提出させるとともに、本件入札に係る注意事項（別紙３）を交付すること。

8 報道対応

（１）次の場合にあっては、事務局が報道機関に資料提供を行うこと。

ア 三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施するとき

イ 公正入札調査委員会を開催し結論が出たとき

（２）報道機関等から説明を求められたときは、事務局が対応すること。

9 公正取引委員会等への通報

事務局は、談合情報があったとき、調査の実施の要否を決定したとき、公正入札調査委員会を開催したときなど必要に応じ各段階において、様式第５号に關係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報すること。

公正取引委員会への通報先 公正取引委員会中部事務所第一審査課

三重県警察本部への通報先 三重県警察本部刑事部捜査第二課

第４ 談合疑義事実案件

1 工事費内訳書が類似しているなど、入札談合の疑いがある場合の取扱い

（１）報告

ア 工事費内訳書が類似しているなどの入札談合に係る疑義事実を把握したときは、発注機関は、疑義事実の内容を談合疑義事実報告書（様式第１－２号）にまとめ、事務局へ報告すること。

イ 事務局は、アによる報告を委員長へ報告すること。

（２）談合疑義事実の取扱い

ア 委員長は、（１）イによる報告を受けたときは、自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、（４）による調査の要否を決定すること。

イ 委員長は、アの決定内容について、様式第２－２号により、発注機関の長へ通知すること。

（３）調査を実施する場合の入札事務

ア 発注機関は、落札者決定を保留すること。

イ 開札結果（業者名称、入札金額、参加者数）は、公正入札調査委員会を開催して結論が出るまでは公表しないこと。

ウ 入札担当者は、入札参加者全員に対して「入札に際し、談合疑義が生じたため、落札者決定を保留する。以後は、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を保留通知書に記載し通知すること。

（４）調査の実施

ア 発注機関は、イによる事情聴取の前に、提出されているすべての工事費内訳書に入札談合の疑いがないか審査をすることとし、総合評価方式の場合にあっては、提出されているすべての技術提案に係る書類が酷似しているなどの入札談合の疑いがないかを審査すること。

なお、工事費内訳書の提出を要しない入札においては、入札参加者に対して提出を求めること。

また、必要に応じて詳細な積算及び技術提案の根拠資料についても提出を求めること。

イ 事情聴取の実施については、次により実施すること。

(ア) 事情聴取は、入札参加者全員に対して行うこと。

(イ) 事情聴取は、発注機関の複数の職員により行うこと。

(ウ) 事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登載された者若しくはその者に代わり責任ある回答ができる者の出席を求め行うこと。ただし、代わりの者が出席する場合には委任状(別紙4)を提出させること。

(エ) 事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施すること。

(オ) 事情聴取にあたっては、別紙1の2を参考に必要事項について聴き取りを行うこと。

(カ) 聴取結果については、事情聴取書(様式第3号)を作成すること。また、必要に応じ事情聴取一覧表(様式第3号の2)を作成すること。

ウ 発注機関の長は、ア及びイの調査結果について、事務局を通して速やかに委員長へ報告すること。

(5) 審議

委員長は、公正入札調査委員会を開催し、(4)ウによる調査結果について、談合疑義事実の審議を行うこと。

(6) 審議結果の通知

委員長は、審議結果について、様式第4号により、当該発注機関の長へ通知すること。

また、県土整備部以外の部局等に設置した公正入札調査委員会で処理方針を決定したときは、建設業課に対しても報告すること。

(7) 審議結果を踏まえた入札手続等の取扱い

ア 入札談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

発注機関は、入札を取り止め、その旨を入札参加者に理由を付して通知すること。

また、入札談合に関わった業者に対して資格(指名)停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

イ 談合の疑いが払拭できない場合の対応

発注機関は、入札を取り止め、その旨を入札参加者に理由を付して通知すること。

ウ 入札談合の事実が確認できない場合の対応

発注機関は、入札参加者全員から誓約書(別紙2)を提出させるとともに、本件入札に係る注意事項(別紙3)を交付したうえで、落札者決定を行うこと。

(8) 報道対応

- ア 公正入札調査委員会を開催し結論が出たときは、事務局が報道機関に資料提供を行うこと。
- イ 報道機関等から説明を求められたときは、事務局が対応すること。

(9) 公正取引委員会等への通報

事務局は、公正入札調査委員会を開催したときなど必要に応じ、様式第5号に係る書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報すること。

公正取引委員会への通報先 公正取引委員会中部事務所第一審査課
 三重県警察本部への通報先 三重県警察本部刑事部捜査第二課

2 技術提案に係る書類が酷似しており、入札談合の疑いがある場合の取扱い

(1) 報告

- ア 技術提案に係る書類が酷似しており、入札談合に係る疑義事実を把握したときは、発注機関は、疑義事実の内容を談合疑義事実報告書(様式第1号の2)にまとめ、事務局へ報告すること。
- イ 事務局は、アによる報告を委員長へ報告すること。

(2) 談合疑義事実の取扱い

- ア 発注機関は、開札までの手続を進め、その結果について事務局へ報告すること。
- イ 事務局は、アによる結果を委員長へ報告すること。
- ウ 委員長は、イによる報告を受けたときは、談合疑義事実報告書と開札結果を考慮のうえ、自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、(4)による調査の要否を決定すること。
- エ 委員長は、ウの決定内容について、様式第2-2号により、発注機関の長へ通知すること。

(3) 調査を実施する場合の入札事務

第4-1(3)と同様に対応すること。

(4) 調査の実施

- ア 発注機関は、イによる事情聴取の前に、提出されているすべての技術提案に係る書類が酷似しているなどの入札談合の疑いがないかを審査するとともに、提出されているすべての工事費内訳書に入札談合の疑いがないかを審査すること。
 なお、必要に応じて詳細な技術提案及び積算の根拠資料についても提出を求めること。
- イ 事情聴取の実施については、第4-1(4)イと同様に実施すること。
- ウ 発注機関の長は、ア及びイの調査結果について、事務局を通して速やかに委員長へ報告すること。

(5) 審議

第4-1(5)と同様に対応すること。

- (6) 審議結果の通知
第 4 - 1 (6) と同様に対応すること。
- (7) 審議結果を踏まえた入札手続等の取扱い
第 4 - 1 (7) と同様に対応すること。
- (8) 報道対応
第 4 - 1 (8) と同様に対応すること。
- (9) 公正取引委員会等への通報
第 4 - 1 (9) と同様に対応すること。

第5 その他

1 報告の確認

談合情報の通報を受けた者又は談合疑義事実を把握した者が事務局への報告を F A X 又は庁内 L A N 等により行ったときは、電話等により到達の確認を行うなどして事務局へ確実に伝わるよう対処すること。